

介護特定技能外国人マッチング支援事業委託業務仕様書

1 事業目的

介護分野における人材不足は深刻であり、外国人介護人材の受入れは喫緊の課題であることから、特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチングに係る業務及び外国人介護人材の受入れに関する介護事業所向けセミナー実施、送り出し国の介護人材候補者等に向けたPR素材の作成に係る業務を委託することにより、外国人介護人材の県内介護事業所への受入れを促進する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 介護特定技能外国人マッチング支援

特定技能外国人と介護事業所のマッチング支援事業を実施すること。マッチングの企画、広報周知及び運営等、マッチング実施に係る一切の業務を行うこととし、県はこれを支援するものとする。

① 本事業の周知及び説明会の実施

- ・周知方法はメール、チラシの配布及びその他有効と考えられる方法により行う。
- ・介護事業所は、福岡県内の介護保険法上の指定を受けた介護サービス事業所のうち、特定技能外国人の受入れ対象となっている介護サービスを行う事業所とする。
(別紙参照)
- ・説明会の方法は会場型、オンライン型のいずれかの方式とすることとし、事業年度内に4回以上開催すること。
- ・説明会の内容は、本事業の趣旨・目的に加え、介護事業所の外国人材受入に向けた判断の材料とするため外国人介護人材受入制度全般に関する基本的な説明、費用負担、手続きや具体的なスケジュール及び外国人材の受入れに必要な体制整備等について説明を行い、追加の説明を希望する介護事業所には丁寧な説明を行うこと。
- ・説明会の開催に必要な会場、機材、説明会資料等は受託業者が手配・準備すること。
- ・説明会の実施後、業務内容を了解した介護事業所がマッチングに参加することとする。

② 参加する特定技能外国人材の募集・選考

- ・介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人または合格する見込みのある外国人のうち、本県介護事業所への就労を希望する外国人を募集すること。
- ・送り出し国については、インドネシアのほか、提案に応じる。
- ・県及び介護事業所に対して、人材の選定や質を担保する具体的な評価基準、手法等について説明すること。

③ 合同面接会（マッチング）の実施

- ・募集した介護事業所と特定技能外国人材のマッチングを行うため、面接会（オンラ

イン)を実施し、双方の十分なコミュニケーションを確保すること。

- ・面接会の実施にあたり、外国人材の受入れを希望する介護事業所の職務内容、労働条件、賃金、福利厚生、求める人材像、受入れ体制等についてヒアリングし、介護事業所の実情を正確に把握すること。

- ・受入れ事業所のニーズに対し、②の評価基準に基づき選定した複数の特定技能外国人材を提案すること。提案時には、各候補者の詳細なプロフィール（日本語能力、技能、職務経験、人物評価等）を提供すること。

- ・採用条件は、特定技能外国人が十分に理解できるよう、平易な日本語または母国語で説明し、双方の合意を得ること。

④ マッチングの成立した介護事業所に対する支援の実施

- ・マッチングの成立した県内介護事業所を対象に、特定技能外国人の受入れに際しての心構え、必要な手続き等に関する研修を行うとともに、受入れに関するサポートを行う。

- ・介護事業所に対し、受入れ事業者に求められる義務的支援等を代行する登録支援機関を紹介すること。その際、義務的支援にかかる費用を提示すること。ただし、既に特定技能外国人の受入れ実績がある等の理由により、登録支援機関の代行又は紹介が不要な場合を除く。

(※) 義務的支援：①事前ガイダンス ②出入国する際の送迎 ③住居確保・生活に必要な契約支援 ④生活オリエンテーション ⑤公的手続き等への同行 ⑥日本語学習の機会の提供 ⑦相談・苦情への対応 ⑧日本人との交流促進 ⑨転職支援（人員整理等の場合） ⑩定期的な面談・行政機関への通報

⑤ マッチングの成立した特定技能外国人に対する支援の実施

- ・マッチングの成立した特定技能外国人を対象に、入国前までに日本語研修等を行うこと。

- ・事業実施年度内の外国人材の入国にあわせ、外国人材及び受入れ事業所を対象とした合同の歓迎会を1回以上開催すること。歓迎会の実施は対面の会場で行うことを原則とし、歓迎会に必要な会場・機材等は受託者が手配・準備すること。

- ・各受入れ事業所の外国人材受入れ担当者も参加の対象とし、担当者同士の情報交換を支援すること。

⑥ 本事業の目標

県内介護事業所と特定技能外国人のマッチング人数：50人以上

⑦ 事業スケジュール

- ・令和8年5月：事業の周知

- ・令和8年6月～：介護事業所向けマッチング説明会

- ・令和8年6月～令和9年1月：追加説明、面接を希望する事業者の対応等

- ・令和9年2月～3月：特定技能外国人の歓迎会

⑧ 介護事業所の費用負担

・特定技能外国人材と介護事業所とのマッチング及び受入れに際して生じる経費（人材紹介料・入国手続きに関する書類作成費・渡航費・登録支援機関費用等）は、全て介護事業所が負担することを前提としていることから、その旨を上記（１）①の説明会で周知し、明確な金額を提示すること。

⑨ その他

- ・マッチングの成立した特定技能外国人や介護事業所に対し、義務的支援以外で入国前・入国後に支援できることがあれば有料・無料に関わらず提案すること。
- ・介護事業所が負担する初期費用が軽減されるような支援方法があれば提案すること。

（２）外国人介護人材受入に関する介護事業所向けセミナーの実施

外国人介護人材の雇用を検討又は雇用している県内介護事業所向けに、外国人介護人材の就労・定着が促進される内容、定着に課題を有する介護事業所の課題解決に繋がる内容のセミナーを実施すること。なお、セミナーの企画、会場、機材等の手配、広報周知、申込受付及び参加者への連絡及び当日の運営等、セミナー実施に係る一切の業務を行うこととする。

① 開催日程：令和８年７月～１２月頃

② 開催回数：３回以上

③ 開催方式：オンライン型又は会場型

④ 講義内容

- ・外国人介護人材制度の全般について、参加者が理解できる内容にすること。
- ・これまで外国人介護人材を雇用したことの無い施設が雇用しやすくなるものとする。
- ・外国人介護人材の受入れ体制の構築や外国人介護人材への指導や教育方法に関する内容を含むこと。
- ・外国人介護人材の受入れ定着が進んでいる介護事業所の事例紹介

⑤ 参加目標人数

各回３０人以上

⑥ 参加者アンケート

セミナー内容及び外国人介護人材受入について参加者にアンケートを実施し、開催後１か月以内に、集計結果を提出すること。

⑦ アーカイブ動画の作成

・セミナー終了後、県ホームページ上で一定期間公開するためのアーカイブ動画を作成すること。

（３）送り出し国の介護人材候補者等に向けた PR 素材の作成

福岡県内の介護事業所で働く魅力を、外国人介護人材候補者やその保護者に PR するための動画を作成すること。本動画は、県公式 SNS 等に掲載するとともに、マッチング事業等において、現地での採用・広報活動、学校関係者や外国人介護人材候補者、

その保護者等への説明会などにおいて活用できるものとする。また、海外での採用活動を行う県内の介護事業所に配布することも想定している。

① 動画の長さについて

- ・フルバージョン：5～10分程度
- ・ダイジェスト版：1～3分程度（フルバージョンのダイジェスト版）

② 言語：インドネシア語、その他送り出し国の言語

③ 内容

(ア) 福岡県の地理条件、気候、自然、公園等の観光地、交通の利便性等の福岡県で生活する魅力

(イ) 日本の介護制度、介護事業所や訪問介護事業所等の紹介

(ウ) 福岡県内の介護事業所等で働く外国人介護人材の紹介（インタビュー等）

(エ) 外国人介護人材の日常生活・余暇活動において県内で楽しく過ごしている様子

(オ) その他目的を達成するために適した内容があれば提案すること。

動画は、(ア)～(オ)のとおりCHAPTERを分けて作成すること。

④ 撮影

- ・③の内容に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行うこと。
- ・撮影箇所は、県内の介護事業所等（最大2カ所を想定）、観光名所等（県内2～3カ所を想定）とする。

⑤ その他

- ・取材先となる介護事業所等については、県と十分に協議の上、決定すること。
- ・PR動画の波及方法については、県公式SNSでの広報活動に加え、その他の効果的な波及方法があれば提案すること。
- ・ダイジェスト版に盛り込む内容の取捨選択については、事前に県と協議することとする。

4 実施要件

事業の実施に当たって、以下の①～④の事項を遵守すること。

- ① 原則として再委託を行わないこと。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。
- ② 本事業が、県との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、業務の実施にあたっては、県の指示に従うとともに、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- ③ 事業の実施にあたっては、会計関係帳簿類を整備し、事業終了後5年間保存しておくこと。
- ④ 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、福岡県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

5 経費の支払

委託事業を実施するために必要な次の経費については、受託者が支払うこと。

- ① 事務職員やマッチングコーディネータの配置等に係る人件費
- ② 海外への渡航、県内の介護事業所への訪問、PR 動画撮影地への交通費等に係る旅費
- ③ 消耗品、説明会資料、説明会の周知等に係る事務費
- ④ 現地での通訳、電話、手数料等に係る役務費
- ⑤ 説明会、合同面接会の会場等に係る使用料
- ⑥ その他の必要な経費

6 報告書の提出

事業の完了後、上記3（1）～（2）の説明会・セミナーの開催実績、特定技能外国人の受入れ人数、事業に参加した介護事業所の一覧等の事業報告書を提出すること。

また、3（2）についてはセミナー終了後、作成したセミナー資料、セミナー動画を保存したDVD及び配信動画URLリンクを提出すること。

3（3）において制作した動画は、DVD及び配信動画URLを提出すること。

提出先は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室とする。

7 運営体制の整備及び責任者の配置

- ① 本事業を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- ② 本事業に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- ③ 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。
- ④ 進捗状況の報告や県との打ち合わせを定期的に行うこと。

8 その他

- ① 上記業務については、すべて県と十分に協議し、承認の上実施すること。
- ② 本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。
- ③ 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- ④ 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- ⑤ 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- ⑥ 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- ⑦ 受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、

又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

- ⑧ 特定技能制度、労働基準法、出入国管理及び難民認定法など、関係法令を遵守すること。